

消防水利の基準について

1 趣旨等

- 「消防水利の基準」は、市町村の消防機関が消防活動をするために必要とする水利について定めているもの。
- 消防水利の種類、給水能力及び配置等について規定している。

2 消防水利の定義

第2条 この基準において、消防水利とは、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 消火栓 (2) 私設消火栓 (3) 防火水そう (4) プール (5) 河川、溝等
(6) 濠、池等 (7) 海、湖 (8) 井戸 (9) 下水道

3 消防水利の給水能力

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。
(第2項、第3項略)

- ・ 1 m³：消防ポンプ自動車で2口放水（500ℓ/分×2口＝1 m³/分）
- ・ 40分：木造建物で注水を継続する必要がある時間は30分余りであり、若干の余裕を見込んで定めている。

4 消防水利の配置

（消防水利の配置）

第4条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル（※）以下となるように設けなければならない。

3 前2項の規定に基づき配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

※ ホース本数の延長数を10本（200m（※※））までとして、屈曲を考慮して防火対象物から水利までの距離を140m以下としている。

※※ 送水元のポンプから筒先で有効な放水圧力や流量（500ℓ/分）を維持して放水活動が長時間にわたり継続して行える距離

別表（第4条関係）

	年間平均風速が4 m/s未満	年間平均風速が4 m/s以上
近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域	100m	80m
その他の用途地域及び用途地域 が定められていない地域	120m	100m

（消防水利配置の特例）

第5条 消防水利が指定数量（第3条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防ポンプ自動車が部署できるときは、当該水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

（海、河川、池、プール等多量の取水可能な水利を想定している。）

5 糸魚川消防本部の状況

	算定数	整備数	整備率
	ア	イ	イ/ア(%)
合計	950	717	75.5

平成28年4月1日現在

6 検討の視点

○ 「消防水利の基準」における水利の配置基準においては、「木造の建築物が密集した地域」について、明示的に勘案はしていない。

（ 第4条第4項においては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとしている。）

○ 「消防水利の基準」は、1棟の木造建物を消火するための基準

○ 大規模な火災における消火活動では、多くの放水口数と継続的な放水が必要

⇒ 無限水利の確保や充水体制の確保が必要

⇒ 民間事業者との協力、資機材の応援（スーパーポンパー等）を含めた充水体制について計画を策定しておく必要

○ 今後、「消防水利の基準」について、各消防本部における水利の配置の実態等を踏まえた見直しを行う際には、「木造の建築物が密集した地域」を勘案すべきであるが、民間事業者との協力や資機材の応援も念頭におく必要